平成２１年（フ）第２６１号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3857番地の２
丸西ハイツ102
債務者　幸地　文子（旧姓糸数・同玉城）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第５４号
岩手県上閉伊郡大槌町安渡１丁目３番４号１
債務者　佐々木猪也
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
平成２１年（フ）第２３６号
福島県二本松市西光内99番地
債務者　齋藤マニラット
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所
平成２１年（フ）第２４６号
山梨県北杜市長坂町富岡539番地18
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第３６号
長野県岡谷市加茂町２丁目24番504号
債務者　池上　昭夫
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部
平成２１年（フ）第２７５号
岐阜県関市上之保3284番地
債務者　河合　昭二
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第３６３号
岐阜市加納新本町３丁目12番地
債務者　森﨑　清造
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第３７３号
岐阜県山県市高木580番地15
債務者　宮崎　　猛
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第３７４号
岐阜県山県市高木580番地15
債務者　宮崎千榮子（旧姓早矢仕）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第３８１号
岐阜県美濃加茂市山手町３丁目34番地１
ジードルング山手　306
債務者　平石ミネ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４００号
岐阜県美濃市2655番地10
債務者　福田　匡純
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４０３号
岐阜市鏡島1308―８　コーポみどり101号室、住民票上の住所岐阜市早苗町４丁目１番地
債務者　義之　武雄
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４１３号
岐阜県羽島市福寿町間島1565番地14
債務者　前田由美子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４１５号
岐阜県各務原市蘇原東島町４丁目39番地１アベニュー東島201
債務者　浅野眞由美（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４２２号
岐阜市早田本町４丁目９番地
債務者　松波ルリ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４２３号
岐阜県各務原市蘇原吉野町３丁目122番地
債務者　神原えり子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第４３０号
岐阜県瑞穂市別府1454番地３
債務者　広瀬紀三子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岐阜地方裁判所
平成２１年（フ）第２０１号
三重県三重郡菰野町大字永井1234―15
債務者　伊藤　正美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係